

業務委託設計書											
年 度	令和4年度	技術管理者	課 長	係 長	係 長	精算者	設計者	配水及び給水費			
委託番号	第 号							設計年月日 令和4年 4月 13日			
着工番号	第 号							精算年月日 令和4年 4月 13日			
委託理由											
委託箇所	明石市市内一円				施工方法 及び 工事期限	請負委託					
						契約の翌日より 日間					
業務名称	漏水調査等業務委託				支払い方法	令和5年 3月 24日 まで					
						前払金 無し					
業務概要	漏水調査業務 水管橋等点検業務										
	1式 1式										
当初設計金額		消費税相当額		当初請負金額		消費税相当額					
変更設計金額		消費税相当額		変更請負金額		消費税相当額					
増 減		増 減		増 減		増 減					

委 託 設 計 書

(第 2 号)

業 務 委 託 費 內 訳 書

工 種	名 称	形 質	數 量	單 位	單 價	金 額	備 考
	直 接 業 務 費						直接業務費內訳書
	直 接 經 費		1.0	式			
業 務 原 價	計						
	諸 經 費		1.0	式			
業 務 等 價 格	計						
	消費稅等相當額		1.0	式			
業 務 委 託 費	總 計						

(第 3 号)

直 接 業 務 費 内 訳 書

工 種	名 称	形 質	數 量	單 位	単 価	金 額	備 考
漏水調査業務							
	作業計画作成		271.30	km			第1号 代価表
	現場下見調査		271.30	km			第2号 代価表
	戸別音聴調査		32,213	戸			第3号 代価表
	戸別音聴調査	(データ処理解析)	3,221	戸			第4号 代価表
	路面音聴調査		271.30	km			第5号 代価表
	漏水確認調査		271.30	km			第6号 代価表
	監視型漏水調査	(機器設置)	200	箇所			第7号 代価表
	監視型漏水調査	(データ処理解析)	200	箇所			第8号 代価表
	監視型漏水調査	(機器撤去)	200	箇所			第9号 代価表
	漏水調査報告書作成		271.30	km			第10号 代価表
	臨時漏水調査		15	回			第11号 代価表
水管橋等点検業務							
	水管橋等点検工		2	箇所			第12号 代価表
	水管橋等点検工報告書作成		2	箇所			第13号 代価表
	計						

第1号 代価表 作業計画作成

(1.0km当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
1日当たり計						
1.0km当たり						日当たり標準作業量(km/日)

第2号 代価表 現場下見調査

(1km当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当たり計						
1.0km当たり						日当たり標準作業量(km/日)

第3号 代価表 戸別音聴調査

(50戸/km≤給水密度<150戸/km)

(1戸当り)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
時間積分式漏水発見器損料			日			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当り計						
1.0戸当り						日当り標準作業量(戸/日)

第4号 代価表 戸別音聽調査

(データ処理解析)

(1戸当たり)

第5号 代価表 路面音聴調査

(1km当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
調査助手(夜間割増分)			人			
漏水探知器損料			日			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当たり計						
1.0km当たり						日当たり標準作業量(km/日)

第6号 代価表 漏水確認調査

(50戸/km≤給水密度<150戸/km)

(1km当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
相關式漏水探知器損料			日			
発動発電機損料	1kVA		日			
ガソリン(発動発電機)			ℓ			
電動ハンマードリル損料	1.1kW		日			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当たり計						
1.0km当たり						日当たり標準作業量(km/日)

第7号 代価表 監視型漏水調査 (機器設置) (1基当り)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器(ロガー)損料			日			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当り計						
1.0基当り						日当り標準作業量(基/日)

第8号 代価表 監視型漏水調査 (データ処理解析) (1基当り)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器(分析器)損料			日			
パーソナルコンピューター損料			日			
1日当り計						
1.0基当り						日当り標準作業量(基/日)

第9号 代価表 監視型漏水調査 (機器撤去) (1基当り)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
調査補助員			人			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
1日当り計						
1.0基当り						日当り標準作業量(基/日)

第10号 代価表 漏水調査報告書作成

(1km当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
1日当たり計						
1.0km当たり						日当たり標準作業量(km/日)

第11号 代価表 臨時漏水調査

(1回当り)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
相關式漏水探知器損料			日			
発動発電機損料	1kVA		日			
ガソリン(発動発電機)			ℓ			
電動ハンマードリル損料	1.1kW		日			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当り計						
1.0回当り						日当り標準作業量(回/日)

第12号 代価表 水管橋等点検工

(φ 450mm)

(1箇所当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
ライトバン損料	1.5ℓ		h			
ライトバン損料	1.5ℓ		日			
ガソリン(ライトバン)			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
1日当たり計						
1箇所当たり						日当たり標準作業量(箇所/ 日)

第13号 代価表 水管橋等点検工報告書作成 (φ 450mm) (1箇所当たり)

種 別	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
1日当たり計						
1箇所当たり						日当たり標準作業量(箇所/ 日)

漏 水 調 査 等 業 務
委 託 仕 様 書

2022年（令和4年）

明石市水道局

漏水調査等業務委託仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、令和4年度 漏水調査等業務委託に適用する。

第2条 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 指示：委託者側の発議により、明石市水道局監督員（以下「監督員」という。）が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針基準又は計画などを示し実施させることをいう。
- 2) 承諾：受託者側の発議により、受託者が監督員に報告し委託者が同意することをいう。
- 3) 協議：委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 受託者の義務

- 1) 受託者は、契約の履行に当たっては、漏水調査等業務の意図及び目的を十分に、理解した上で漏水調査等業務の諸要素を満足するよう最高の技術を發揮するようにならなければならない。
- 2) 受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、忠実に誠意をもって漏水調査等業務を行うこと。
- 3) 受託者の責により生じた全ての損害賠償及び補償は監督員の指示に従い、全て受託者の費用で処理し、経過を遅滞なく報告すること。
- 4) 受託者は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第4条 調査範囲

本調査は、明石市内に埋設されている明石市水道本管（配水管・送水管）と給水管路全般について、漏水の有無の確認調査を実施するものである。

第5条 配置業務責任者

- 1) 受託者は、漏水調査等業務における配置業務責任者を定め所定の様式により委託者に届け出るものとする。
- 2) 配置業務責任者は、契約図書等に基づき、業務上の管理に関わる一切の事項を処理するものとし、必要な能力と実務経験を有する技術者とする。また、常に連絡、

現場対応ができるようにしておくこと。

- 3) 配置業務責任者は水道管路に関する知識に精通し、管路施設管理技士2級以上の資格を有する者とする。
- 4) 配置業務責任者は調査技師と兼ねることができる。

第6条 調査技術者

受託者は、漏水調査等業務に従事する技術者を定め、委託者に届け出ること。

- 1) 調査技師
漏水調査等業務及び漏水防止対策に関する知識に精通し、業務の総括・計画・立案・指導を行う能力と実務経験を7年以上有する管路施設管理技士2級以上の技術者
- 2) 調査助手
漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する管路施設管理技士3級以上の技術者
- 3) 調査補助員
漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師または調査助手の指示に従って作業を行う能力を有する技術者

第7条 身分証明書等

- 1) 受託者は、漏水調査等業務実施の前に業務に従事させる者の身分証明書の発行願い及び腕章の貸与願いを委託者に提出して、交付を受けなければならない。
- 2) 身分証明書はカラー顔写真付とし、業務時には常に見やすいところに提示すること。

第8条 現場管理

- 1) 受託者は、漏水調査等業務実施前に所轄の警察署及び派出所に事前説明（目的・期間・調査区域・方法等）を行い、道路使用許可申請を行うこと。
また、地元自治会戸別調査家屋などには、必要があれば広報紙（漏水調査のお知らせ）を作成し配布すること。
- 2) 受託者は、調査のため屋内に立ち入る場合、その目的を家主、居住者等に丁寧に説明し、理解と協力を得なければならない。
- 3) 受託者は、漏水調査等業務に従事するときは、服装を統一し、身分証明書・腕章及び安全チョッキ等を身に付けること。
- 4) 受託者は、調査のために地上・地下の既設構造物を破損しないよう適切な措置を講ずること。
- 5) 漏水調査等業務に使用する計測器等は常に点検整備を行い、調査精度の保持を行うこと。また、着手時に製造元もしくは正規代理店が発行する1年以内の点検証明書の写しを提出すること。

6) 漏水調査等業務は、1班2名以上で2～3班作業に従事できるものとする。

第9条 提出書類

- 1) 漏水調査等業務により、漏水箇所が発見された場合は、本市監督員の指示どおり、水色ペンキ等で路面明示するとともに、オフセット測量を行い、その後の確認作業により明らかに漏水と判断したものを、指定の「公道漏水等発見報告書及び修繕委託発注書」に記載して報告しなければならない。
- 2) 受託者は、工期内に漏水調査等業務及び調査データの分析並びに解析を行い、報告書を作成して提出し、本市の完了検査を受けるものとする。
なお、検査合格をもって委託の完了と認める。

第10条 緊急漏水等

漏水調査等業務中、緊急を要する漏水が発見された場合や各種鉄蓋の異常を発見した場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を得なければならない。

第11条 現地立会

調査確認作業において他の地下埋設物件の事前調査等の必要が生じた場合は、受託者は当該管轄管理者に連絡し、現地立会いのうえ確認すること。

第12条 承諾書類

受託者は下記の書類を委託者に提出し、承諾を得ること。

- 1) 契約締結後10日以内に提出するもの
ただし提出期限は、明石市水道局業務委託契約約款を優先する。
 - i) 配置業務責任者届出書・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ii) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - iii) 内訳明細書・・・・・・・・・・・・ 1部
 - iv) 工程表・・・・・・・・・・・・ 1部
 - v) 作業基本計画書・・・・・・・・・・・・ 1部
 - vi) 緊急時連絡網・・・・・・・・・・・・ 1部
 - vii) 従事者簿・・・・・・・・・・・・ 1部
 - viii) 各種資格の写し・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ix) 機材点検証明書の写し・・・・・・・・・・・・ 1部
- 2) 調査業務期間中に隨時提出するもの
 - i) 業務日報・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ii) 漏水調査位置図 当日の調査予定箇所一覧 1部
 - iii) 業務週間工程表・・・・・・・・・・・・ 1部
 - iv) 公道漏水等発見報告書（修繕委託発注書） 1部
 - v) 漏水発見箇所一覧表・・・・・・・・ データ

- 3) 業務完了時に提出するもの
 - i) 漏水調査等業務委託報告書・・・・・・・・・・・・ 2部
 - ii) 業務完了届・・・・・・・・・・・・ 1部
- 4) その他本市が必要と認める書類・・・・・・・・ 1式

第13条 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

調査員については新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、以下の点を徹底すること。

- 1) 毎朝の検温、こまめな手洗い、手指消毒、その他体調管理（監督員への報告）
- 2) 調査時は以下の対応を徹底すること。

- i) マスクの着用
- ii) インターホン越しでの会話

※インターホン越しでの会話ができる環境には、お客様との距離を
2m（最低1m）空け、真正面を避けて会話すること。

第2章 漏水調査等業務委託概要

第14条 本業務委託の概要は、下記のとおりとする。

- 1) 漏水調査

調査箇所 本市が指定した給・配水区域
(別表1：令和4年度 漏水調査延長表、別紙1：漏水調査参考位置図を参照)
- 2) 臨時漏水調査

1) 以外の区域において、漏水調査の必要が生じた場合は、本市監督員の指示により漏水調査を実施すること。
- 3) 水管橋点検

点検箇所 明石川-3（明石市西新町1丁目13-1付近）
構造形式 独立形式 トラス橋
口径・延長 φ450mm 77.6m 2本

第15条 本年度予定している漏水調査範囲

- 1) 送・給・配水管総延長は271km前後、戸別音聴調査は32,200戸前後とする。
- 2) 監視型調査機器の設置は、200箇所
- 3) 前条における「臨時漏水調査」の作業回数は、半日間×15回を見込んでいる。

第16条 本業務委託期間は、令和5年3月24日までとする。

第17条 受託者は、本業務実施前に戸番図（配管図）及び調査箇所の住宅地図の貸与願いを委託者に提出して、貸与を受けること。

また、業務完了後は速やかに委託者に返却すること。

第3章 漏水調査要領

（1）作業計画

設計書等により、作業基本計画書を作成し、配置業務責任者を中心とした事前ミーティングを行い、現場作業の円滑化を図り、毎日の作業結果を集計・検討し工程管理を行うものとする。また、委託者より貸与された過去の漏水調査結果一覧表を基に、漏水多発地区を抽出し承諾を得ること。

業務事項は、

- ① 調査班編成の検討と準備
- ② 作業工程表の作成
- ③ 調査地域の作業工区割
- ④ 使用器材の選定及び保守点検等
- ⑤ 警察、消防署等への提出書類の確認及び作成
- ⑥ 地元自治会・戸別調査家屋への広報紙の作成・配布
- ⑦ 漏水多発地区の抽出

（2）現場下見調査

監督員と打合せた後に、調査地域の配管状態について現地との照合調査を実施する。

調査事項は、

- ① 施設状況の調査把握
- ② 配水管の埋設位置の確認
- ③ 弁栓類の位置や機能の点検確認
- ④ 横断管、残存管等の確認
- ⑤ 住宅・ビル等の住居状況、給水密度、交通量、地形等提出書類の確認及び作成
- ⑥ 水道管以外の地下埋設物（電気・ガス・電話・下水等）の埋設状況の確認
- ⑦ 必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の探知作業等である。

（3）監視型漏水調査

公道下における漏水発見を目的とした調査であり、主として配水管・給水管（第1止水栓）等で発生している漏水を捕捉する作業である。主に金属管を対象とする。

設置は基本的に全台同時とし、監督員と協議の上で設置する時期を決定する。

- ① 弁栓類の内部状況を確認し、管路診断装置（ロガ）設置の障害となる堆積物等

を除去し、スピンドル上部の清掃を行う。

- ② 昼間に管路診断装置（ロガ）を公道上の仕切弁、消火栓等に設置し、音圧・周波数を測定する。測定は、タイマー設定により夜間測定（2時～4時）とする。
- ③ 管路診断装置（通信装置）によりデータを収集し、収集したデータはパソコンにより解析を行う。
- ④ 本調査で使用する機器については、本市と同等以上（住民基本台帳人口30万人）の水道事業所での実績を有すること及び性能・検出原理について監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 監視型漏水調査で収集した音圧・周波数の解析を行う。異常音を検出した管路については、図面上にオフセットを行い、路面音聴調査の対象路線とする。
- ⑥ 解析したデータはパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後にトレンドグラフ等を印刷して報告書に添付するものとする。

（4）戸別音聴調査

給水装置類における漏水発見を目的とした作業であり、表面漏水（水道メータ止水栓・バルブ等の漏水）の発見とともに不明漏水を漏水音の聴音により、漏水有無確認の作業を実施する。

また、作業計画で抽出した漏水多発地区（本調査給水戸数の10%程度）の給水管音圧測定調査も同時にを行うこと。

- ① 綿密な調査により音聴漏れのないように十分注意を払いながら作業を行うこと。
- ② 宅内の立入りには、住民の協力を丁寧にお願いし、トラブルを避けること。
- ③ 音聴棒により聴音作業を実施し、発見した漏水は漏水箇所として報告すること。
- ④ メータ盤面に給水管音圧測定器を設置し、音圧値を計測すること。
- ⑤ 測定したデータ（測定日時、音圧値等）はパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後に印刷し、報告書に添付すること。
- ⑥ 本調査で使用する機器については、本市と同等以上（住民基本台帳人口30万人）の水道事業所での実績を有すること及び性能・検出原理について監督員の承諾を得ること。

（5）弁栓音聴調査

配水施設類における漏水発見を目的とした作業であり、表面漏水（バルブ・消火栓等の漏水）を発見と共に、不明漏水を漏水音の聴音により、漏水有無確認の作業を実施する。

- ① 綿密な調査により音聴漏れの内容に十分注意を払いながら作業を行うこと。
- ② 音聴棒により聴音作業を実施し、発見した漏水は漏水箇所として報告すること。

（6）路面音聴調査

路上探知により路面より伝播してきた漏水音を発見する作業であり、主として公道

下の配水管・給水管（第1止水栓）等で発生している漏水の発見作業を行うもので、騒音や使用水、交通等の影響を受けにくい夜間に調査を実施する。

主な対象は非金属管路、音圧・周波数測定調査の異常音検出管路とする。

- ① 漏水探知機を使用して、埋設管路線上を0.5～1.5m間隔で歩行し聴音調査を行う。
- ② 探知した不明漏水はオフセット測量を行い、漏水確認調査の対象とする。

(7) 水道施設鉄蓋等確認

消火栓・空気弁・仕切弁・排泥弁・量水器等の鉄蓋について、容易に開閉できるか、また不具合（飛出し・沈下・破損・異音等）がないかを確認し、異常がある場合は撮影記録を行い監督員に速やかに報告すること。また、上記鉄蓋に含めて止水栓や量水器BOX等の道路上にある各種水道施設鉄蓋についても不具合（飛出し・沈下・破損・異音等）で通行の安全などに危惧があると思われるものを発見した場合も撮影記録を行い速やかに監督員に報告すること。（報告には地図及び写真を添付すること。）

(8) 漏水確認調査

探知した漏水音・異常音の位置を再度調査し、漏水の有無を判別する作業で漏水を中心の割り出し作業を実施する。

- ① ハンマードリル・ボーリングバーを用いて路面に20mm程度の穴を開けて音聴棒を差し込み、漏水の有無及び中心点を割り出す。
- ② 路上調査が困難な場合は、相関調査等を行い、漏水の流出箇所の調査として下水等のマンホールも調査確認する。同時に残留塩素の反応調査等も行う。
- ③ 漏水位置の確認後、路面にペイントを行い、漏水箇所を報告する。

(9) パソコン解析

管路診断調査の収集データの解析を行う。

- ① 異常音を検出した管路については、図面上にオフセットを行い、路面音聴調査の対象路線とする。
- ② 解析したデータはパソコン等にデータベースとして保存し、現地調査後に印刷して報告書に添付するものとする。

(10) 報告書作成

調査により得られた各種データ（漏水原因、管種別漏水件数、漏水復元状況、漏水部位分類、各種撮影画像、パソコン解析データ等）を整理・分析し報告書を作成する。なお、報告書は2部作成する。報告書をCD等に記録したものは1組提出する。

第4章 水管橋等点検調査

(一般事項)

- (1) 受託者は、点検の対象となる水管橋について事前に竣工図面等で構造を確認し、水管橋ごとの点検内容や点検方針を業務計画書として取りまとめ、監督職員の確認を得た上で点検作業に着手する。
- (2) 受託者は、事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な図面を携帯する。
- (3) 点検作業に当たっては、作業環境の安全確保並びに安全装備を実施し、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意する。
- (4) 受託者は作業に当たり、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、当該管理者の指示に従う。
- (5) 作業に当たり、河川及び河川構造物、道路構造物及びその他の工作物を汚損しないよう注意し、汚損させた場合は、作業終了後、洗浄・清掃する。
- (6) 点検作業に当たり、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、当該管理者の指示に従う。
- (7) 作業終了後は、速やかに仕様機器、仮設物等を撤去し、作業場所の清掃を実施する。
- (8) 受託者は、点検作業中異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受ける。
- (9) 受託者が、監督職員の指示に反して作業を続行しようとした場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

(業務内容)

(1) 業務計画書

受託者は、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出する。

- ①点検対象水管橋の状況整理（形式、管種、口径、建設年度、空気弁・伸縮可とう管等の付属設備の状況、下部工構造、支持金物等の状況等）
- ②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③水管橋点検作業業務計画（点検対象設備に対する点検項目、方法及び方針等）
- ④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）

(2) 使用機材

受託者は、使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておく。

(3) 業務時間

受託者は業務の実施に当たり、関係機関等から作業期間や時間帯について条件が付された場合には、当該許可条件を厳守する。

(4) 水管橋等点検

目視及び触手により、表1の点検を行う。

表1 水管橋等点検の点検項目

分類	部材等	点検項目
上部工 主構部	管体、トラス弦材、横構、アーチ材、吊材、橋門構等	漏水の有無
		外面塗装の状況（剥離、発錆）
		変形の有無及び腐食
上部工 付属設備	空気弁、伸縮管 リングサポート、サドルサポート、添架支持金物、落橋防止構造、歩廊、進入防止柵等	漏水の有無
		外面塗装の状況（剥離、発錆）
		変形の有無及び腐食
		空気弁断熱材の損傷
		伸縮管の変位状況
	支承 橋台	外面塗装の状況（剥離、発錆）
		変形の有無及び腐食
		アンカーボルトの変形及び腐食
		調整モルタルの状況（割れ、隙間）
		沓座面のコンクリートの状況
下部工	橋台	コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出
		沈下の有無
	橋脚・防衝杭	コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出
		傾きの有無
		外面塗装の状況（剥離、発錆）
管理用地	管路用地	フェンス、無断使用、不法投棄等

（5）水管橋等点検業務における留意点

- ①管体については、管継手部や伸縮可とう管部分、また、空気弁部分等からの漏水の有無を確認するとともに、塗装の剥離状況や腐食状況等を確認する。特に、海水の飛散など塩害の影響を受ける水管橋については注意する。
- ②添架形式の水管橋は、所領の振動影響を受けていることから、支持金具の状態も可能な限り点検する。
- ③独立水管橋においては、橋台、橋脚の傾きや不同沈下、ひび割れや鉄筋腐食、塗装の剥離、その他異常等の有無について確認する。
- ④橋台部等に、管路用地を有する水管橋の点検においては、管路用地フェンスや防護柵等の状況、また、不法投棄やその他異常の有無について確認する。

(成果品)

- (1) 受託者は、点検結果について報告書を作成し、提出する。
- (2) 提出する成果は次のとおりとする。
 - ①業務報告書（状況報告・作業日報含む）
 - ②点検状況写真
 - ③その他監督職員の指示するもの
- (3) 報告書は2部作成する。報告書をCD等に記録したものは1組提出する。
- (4) 水管橋等点検業務の報告書提出は令和4年8月31日までとする。

以上

別表1 令和4年度漏水調査

ID	町名	送水管	配水管	その他	管延長	戸数
124	朝霧北町	0	1702.9	0.0	1,702.9	231
125	朝霧台	0	3350	149.0	3,499.0	352
127	朝霧南町1丁目	0	1455.7	0.0	1,455.7	48
128	朝霧南町2丁目	0	2445.1	0.0	2,445.1	339
129	朝霧南町3丁目	0	2103.6	0.0	2,103.6	323
130	朝霧南町4丁目	0	1688.1	234.2	1,922.3	540
147	中朝霧丘	0	2359.2	0.0	2,359.2	354
204	大蔵本町	0	1622.7	0.0	1,622.7	314
342	林1丁目	0	1591.9	0.0	1,591.9	296
343	林2丁目	0	2729.8	0.0	2,729.8	390
344	林3丁目	0	4283	440.4	4,723.4	494
462	西明石西町1丁目	0	1833.4	276.8	2,110.2	435
463	西明石西町2丁目	0	1163.4	227.0	1,390.4	273
540	大久保町大久保町	0	14984.2	477.5	15,461.7	2338
541	大久保駅前1丁目	0	3520.4	16.9	3,537.3	397
542	大久保駅前2丁目	0	3030.8	0.0	3,030.8	220
600	大久保町谷八木	0	18285.7	309.2	18,594.9	2404
650	大久保町わかば	0	2594	0.0	2,594.0	366
550	大久保町大窪	2083.2	50438.4	2260.7	54,782.3	6677
570	大久保町山手台1丁目	0	2956.4	189.7	3,146.1	237
571	大久保町山手台2丁目	0	4105.9	0.0	4,105.9	308
572	大久保町山手台3丁目	0	1595.7	127.7	1,723.4	229
573	大久保町山手台4丁目	0	2262.3	0.0	2,262.3	196
580	大久保町高丘1丁目	0	2416.1	69.5	2,485.6	418
581	大久保町高丘2丁目	0	3733.5	0.0	3,733.5	345
582	大久保町高丘3丁目	0	5435.1	0.0	5,435.1	794
583	大久保町高丘4丁目	0	1378.3	0.0	1,378.3	70
584	大久保町高丘5丁目	0	4884.4	0.0	4,884.4	416
585	大久保町高丘6丁目	0	2914.6	0.0	2,914.6	229
586	大久保町高丘7丁目	0	6606.1	0.0	6,606.1	491
590	大久保町西脇	76.4	8300.6	116.3	8,493.3	1050
591	大久保町緑が丘	0	3985.9	0.0	3,985.9	347
592	大久保町茜1丁目	0	2917.8	0.0	2,917.8	158
593	大久保町茜2丁目	0	3222.3	0.0	3,222.3	288
594	大久保町茜3丁目	0	4012.5	0.0	4,012.5	171
610	大久保町八木	0	14107.9	189.5	14,297.4	1470
620	大久保町福田	0	882	0.0	882.0	68
621	大久保町福田1丁目	0	1363.6	0.0	1,363.6	127
622	大久保町福田2丁目	0	1656.1	0.0	1,656.1	132
623	大久保町福田3丁目	0	1496.9	104.6	1,601.5	195
630	大久保町江井島	0	18661.2	157.7	18,818.9	2553
640	大久保町西島	0	18020.9	1089.7	19,110.6	3118
651	大久保町ゆりのき通り1丁目	0	1887.6	0.0	1,887.6	46
652	大久保町ゆりのき通り2丁目	0	1296.5	0.0	1,296.5	69
653	大久保町ゆりのき通り3丁目	0	1292.8	0.0	1,292.8	6
920	神戸市西区岩岡町西脇 (明石市水道管布設箇所のみ)	466.2	63	25.0	554.2	22
710	魚住町金ヶ崎	907.9	17289	1375.6	19,572.5	1869
合 計		3,534	259,927	7,837	271,298	32,213

令和4年度漏水調査業務委託

調査位置図(参考)

